

知っていますか



# あなたのまちの 民生委員・児童委員



問い合わせ 社会福祉グループ (☎051911)

## 民生委員・児童委員とは

高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談相手です。

必要な場合は、市役所や関係機関とのパイプ役になります。



## 民生委員・児童委員の活動に関するよくある質問



**Q** 報酬はありますか。

**A** 給与や報酬などの支給はなく、ボランティアとして活動しています。ただし、活動に必要な交通費や電話料金などの一部が『活動費』として支給されます。

**Q** 相談する内容は秘密にしてもらえますか。

**A** 民生委員には守秘義務が課せられていますので、個別の相談など活動を通じて知り得た個人情報を守られます。また、守秘義務は民生委員退任後にも及びます。

## こんなときは民生委員・児童委員へ相談を

- ・高齢者の一人暮らしに不安を感じたら
- ・子育てに悩んだら
- ・虐待かな？と感じたら
- ・いろいろな事情で生活に困ったら など

## あなたの人生経験を生かして 民生委員・児童委員の活動をしませんか

次の地区では民生委員・児童委員が不足しています。

少子高齢化など、社会状況の変化に伴い、相談内容も多様化している中、地域を支える担い手が求められています。

### 【不足している地区】

登別本町2丁目の一部、常盤町2丁目、常盤町5・6丁目、富士町1丁目、富士町2丁目の一部、柏木町2～4丁目の一部、栄町1・2丁目の一部、鷺別町6丁目の一部、若草町1・2丁目の一部、若草町5丁目の一部、上鷺別町の一部、美園町5丁目の一部、桜木町4丁目の一部（桜木団地）

**Q** どうしたらなることができますか。なにか資格は必要ですか。

**A** 厚生労働大臣からの委嘱を受ける必要がありますが、特別な資格は必要ありません。活動への熱意がある方が求められています。

**Q** 仕事と並行してできますか。

**A** 活動日数が定められているわけではないので、都合のつく範囲で、無理のない活動が可能です。実際に仕事をしながら活動している方もいます。

**Q** 今まで地域と関わりのなかった私でもできますか。

**A** もちろんできます。地域との関わりは誰もが初めから持っているものではありません。活動を通して、地域との関わりが広がっていきます。